

米の販売等業務の 包括的な民間委託について

平成22年3月
総合食料局

米穀の売買・管理業務の意義

- 米が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることから、法律で、その適正かつ円滑な流通の確保とともに、政府が、国産米及び外国産米の買入れ及び売渡しを行うことを規定
- 米穀の備蓄は、その生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えるものであり、国産米の買入れ及び売渡しは、こうした非常時に備えることが第一義。非常時に機動的な対応ができるよう、平時にあっても、的確な売買・管理が不可欠
- また、国際約束(ガット・ウルグアイ・ラウンド)を履行するため、政府は、毎年、外国産米約77万玄米トン(MA米)を輸入。ただし、輸入が国産米の需給に悪影響を与えないようにするため、国家貿易方式を採用し、基本的に主食用以外に販売しているところ

国産米による備蓄運営

平成5年の未曾有の大不作(作況指数74)において、国産米による安定供給を確保することができず、259万トンの外国産米の緊急輸入を実施。

この反省を踏まえて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(食糧法)において、備蓄運営を制度的に位置付け。

○食糧法(抄)
(定義)

第3条 (略)

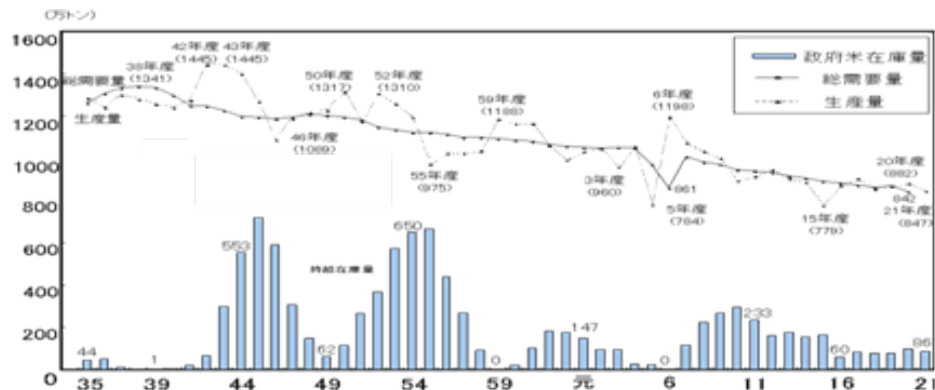
2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

3 (略)

(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)

第29条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第四十七条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者(以下「買受資格者」という。)に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

米の全体の需給動向と政府米在庫量



外国産米(MA米)の国家貿易方式による輸入

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針(抄)
(平成5年12月17日閣議了解)

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○食糧法(抄)

(米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し)

第30条 政府は、米穀等(米穀及び米穀を加工し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)の輸入を目的とする買入れを行い、及び買受資格者に対し当該米穀の売渡しを行うことができる。

2・3 (略)

国家貿易方式の特徴

MA米の販売先	加工用、飼料用、援助用等に販売
国内販売価格	輸入価格+マークアップ
輸入数量	通常の場合、MA枠(約77万トンの)の全量を輸入

米穀の売買・管理業務の概要

- 法律に基づき、農林水産大臣は、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を定め、この中で、
 - ①需給の見通し、②備蓄の目標数量、③輸入数量等を決定
- 基本指針に即して、備蓄及び輸入の円滑な運営を図るため、政府は、買入れ、販売、保管、運送等の売買・管理業務を実施。このうち、買入数量の決定等を除く現業的な業務の多くは、現在でも民間事業者へ委託しているところ
(米穀の取扱に係る金額(売払代金)は、年間約1,000億円)

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(抄)(平成21年11月27日)

① 主食用米等の需給見通し(単位:万トン) *

	全体需給	
	うち政府備蓄米	
平成21年6月末在庫(A)	298	86
平成21年産主食用米等生産量(B)	831	30
平成21/22年主食用米等供給(C=A+B)	1,129	116
平成21/22年主食用米等需要量(D)	821	30
平成22年6月末在庫(E=C-D)	308	86

② 備蓄の目標数量 *

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、6月末時点での在庫量100万トンを現行の適正水準として保有することとしております。

③ 輸入数量等

米穀の輸入数量及びその種類別の数量については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではアクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから77万玄米トンを予定します。

* ①及び②については、MA米を除いたもの

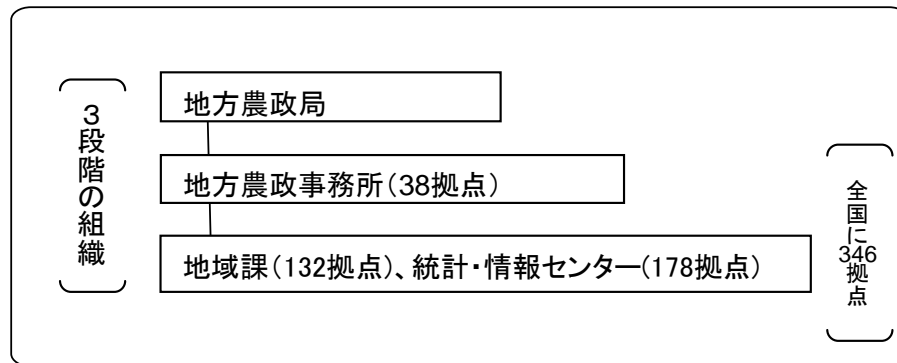
売買・管理に関する各種業務の具体的な内容

種類	主な内容	業務量(平成20年度)
買入・販売	基本指針に即して、米穀の買入及び販売を実施 (国産米 買入:入札、販売:入札 MA米 買入:輸入業者に委託(輸入業者の選定は入札)、販売:随意契約)	・買入 [国産米約10万ト MA米約73万ト] ・販売:納入告知書発行件数:約16千件 [国産米約20万ト MA米約85万ト 加工用米約29万ト 飼料用米約46万ト 援助用米約10万ト]
保管	米穀の良好な品質を保持するため、買入後販売までの間、低温保管施設等を有する民間の倉庫等において保管 (国産米の買入時及び年度末在庫の契約更新の寄託契約を除き、入札で業者を選定)	・寄託倉庫契約件数:約1,000件 ・寄託倉庫倉所数:約1,800倉所
運送	MA米を保管倉庫から、販売前のカビチェックや変形加工を実施する倉庫工場等まで運送 (緊急を要する場合を除き、入札で業者を選定)	・運送指示件数:約36,000件
安全性確認(カビチェック)	MA米の販売前に、食用等としての安全性が関係法令に適合していることを確認するため、カビチェック等を実施 (カビチェックを実施する業者は、入札により選定(カビ毒分析機関は、公募(随意契約)により選定))	・カビ状異物の発見数量:1,096ト (H21.2~H22.1) ・カビ毒分析機関:2機関
変形加工	MA米を加工用等に販売する際に、主食用に横流れすることがないように、変形加工(粉碎)を実施 (工場は、公募(随意契約)により選定)	・契約変形加工工場数:26工場

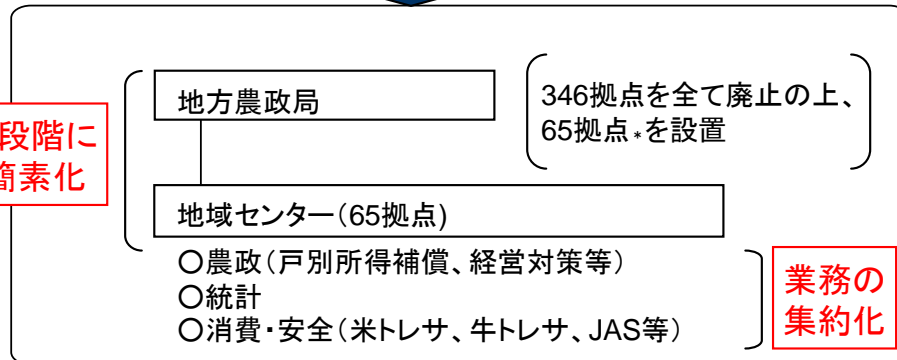
平成22年度の農林水産省組織改革の概要

- 農林水産省は、地方支分部局について、戸別所得補償制度関連業務や食品安全管理業務(米トレサ業務)などの行政需要に的確に対応するため、抜本的な組織改革を実施(平成22年10月予定)
- 具体的には、全国346箇所の地方農政事務所、地域課等を廃止し、全国65箇所の地域センターに再編
- 地域センター(地方の現場段階)においては、米の売買・管理業務を行わず、当該業務は全面的(包括的)な民間委託へ移行

地方における組織再編の概要

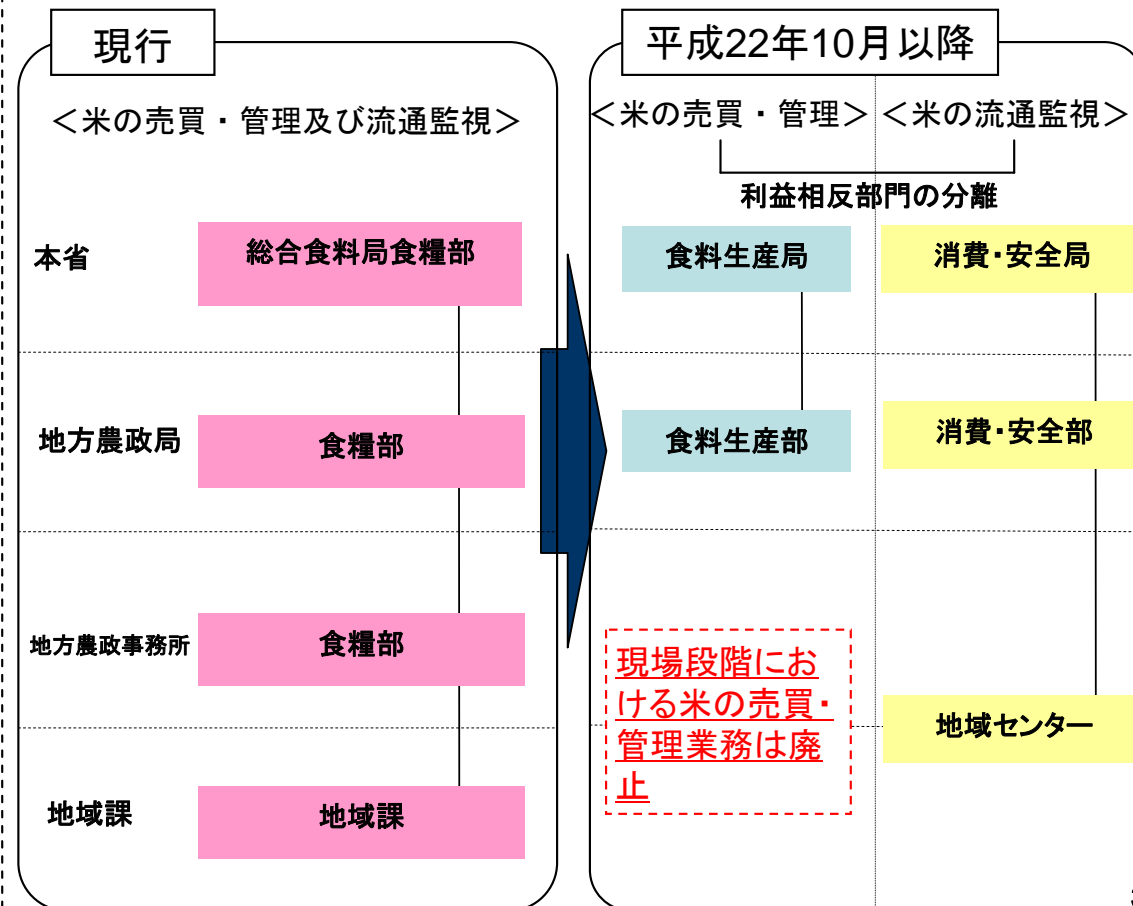


2段階に
簡素化



*なお、このほか38駐在所を設置

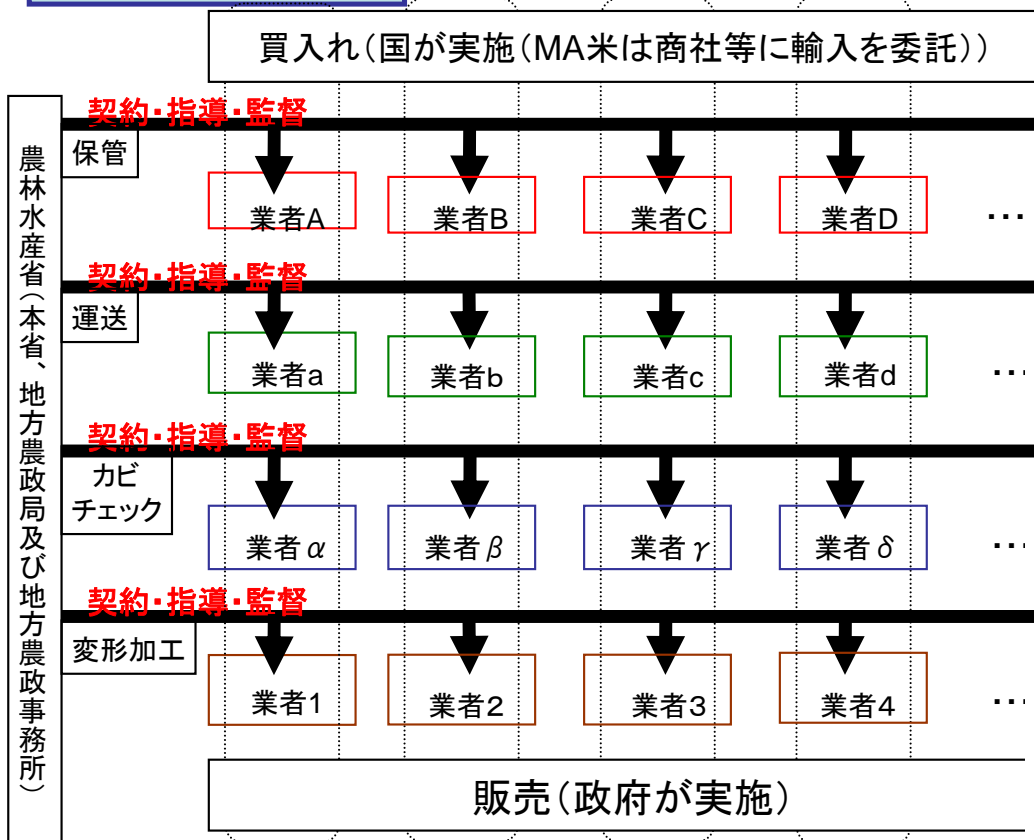
現場段階における米の売買・管理業務の廃止



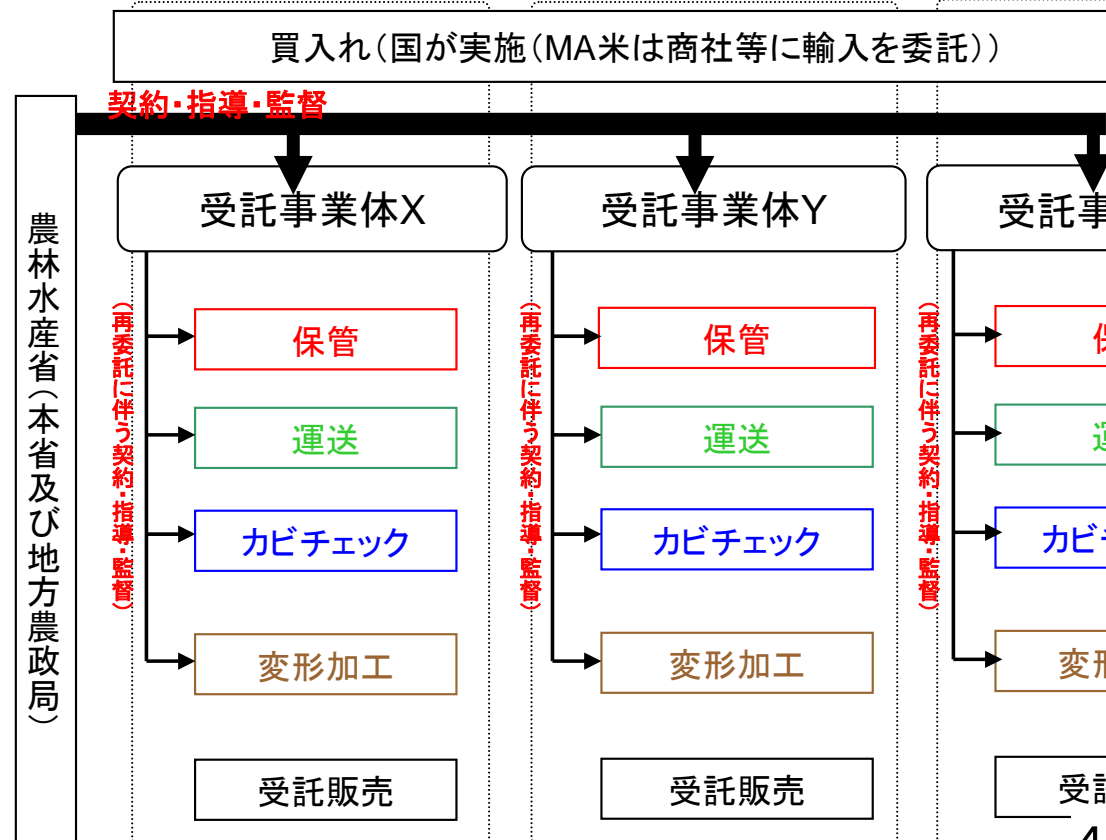
米の売買・管理業務の実施体制の変更

- これまで、保管、運送、カビチェック、変形加工等の業務は、当該業務が発生するごとに、その都度、国が業者を選定・契約し、個別の業務をそれぞれ委託
- この仕組みの下では、国には、企画・立案業務のほか、膨大な数の契約締結事務や多数の業者に対する指導・監督事務が発生することとなり、地方農政事務所を中心として相応の職員数*で対応
* 平成21年度食料安定供給特別会計の職員数:592人
- 平成22年10月以降は、民間委託化により現業的業務を廃止して国の業務を大幅にスリム化し、併せて業務の効率化も実現。具体的には、買い入れられた米(国産米及びMA米)を一定規模の委託単位にまとめた上で、その単位ごとに、販売までの間に必要な保管、運送等の一連の業務(販売等業務)を、包括的に民間事業者(受託事業者)に委託する方式に変更
- なお、買入れは、備蓄運営や国家貿易の実施の観点から高度な政策的判断が必要となるため、上記の包括委託には含めず、買入れの時期、数量等を国が決定し、業務を実施(MA米の輸入は商社等に委託)する現行方式を引き続き踏襲

これまでの業務



平成22年10月以降の業務



新たな業務実施体制（販売等業務の包括的な民間委託）のポイント

○ 米の販売等業務の包括的な民間委託に当たっては、平時における業務については、その一層の効率化を図ることに重点を置き、委託業務を大括り化・包括化するとともに、受託事業体の選定手続における競争性を確保

国産米の販売については、国内産の主食用米の需給に与える影響が大きいことから、受託事業体の業務運営を国が具体的に指示。一方、原則として、加工用や飼料用などの主食用以外の用途に販売されるMA米に関する事務については、国産米に関する事務よりも受託事業体の裁量の範囲を拡大し、民間の創意工夫を最大限活用

○ また、非常時において、国からの緊急的な指示・命令に的確に対応し、安定的に業務を実施する体制が確立していることが必要であり、平時から国が点検・指導

新たな業務のあり方

受託事業体は、国と締結した委託契約（問屋契約）に基づき、国が買入れた国産米及びMA米の販売等業務を実施。

なお、効率性を向上させるため、受託事業体は、販売以外の業務（保管、運送等）を自ら行わず、保管業者や運送業者等の第三者に行わせることも可能。

安定的・継続的な米の売買・管理業務を担保するため、国は、複数の受託事業体を選定し、業務を委託。

受託事業体の資格

過度に競争制限的にならないよう留意しつつ、従来国が実施してきた業務と同様のレベルを維持できる者を選定するという観点から、販売その他の業務を適切に遂行できる能力、一定の財政的基盤、コンプライアンス体制の確立等を必要な資格として設定。

なお、民間の創意工夫を生かした多様な業務形態を想定し、単独（一事業者）での受託のほか、商社、保管業者、運送業者等からなる複数の事業者の共同事業体としての受託も可能。

国産米とMA米に関する業務の相違

	国産米	MA米
基本的な考え方	国内産の主食用米の需給に大きな影響を与えることから、国が業務について詳細に定めて指示	主食用以外の用途に販売されることを前提に、極力、受託事業体の裁量を確保し、民間活力を利用
販売	国は、販売する米穀の数量、販売日時、場所、販売方法等を定める	受託事業体は、年間の用途別販売計画（販売量）を作成し、国の承認を得た上で、当該計画に従って事務を実施
保管・運送等	保管や運送の業務は、基本的に、国が定める販売場所等を受けて、受託事業体を実施	販売計画を踏まえ、保管地の決定や運送の実施は、原則として受託事業体が判断
緊急時等における国の関与	国産米、MA米にかかわらず、国からの指示に従って販売その他の業務を実施することを明確化	

受託事業体の選定手続

透明性及び公平性を確保して受託事業体を選定するため、競争においては、業務に係る手数料（販売量当たり単価）を提示させ、安価な手数料を提示した者から受託事業体として選定。

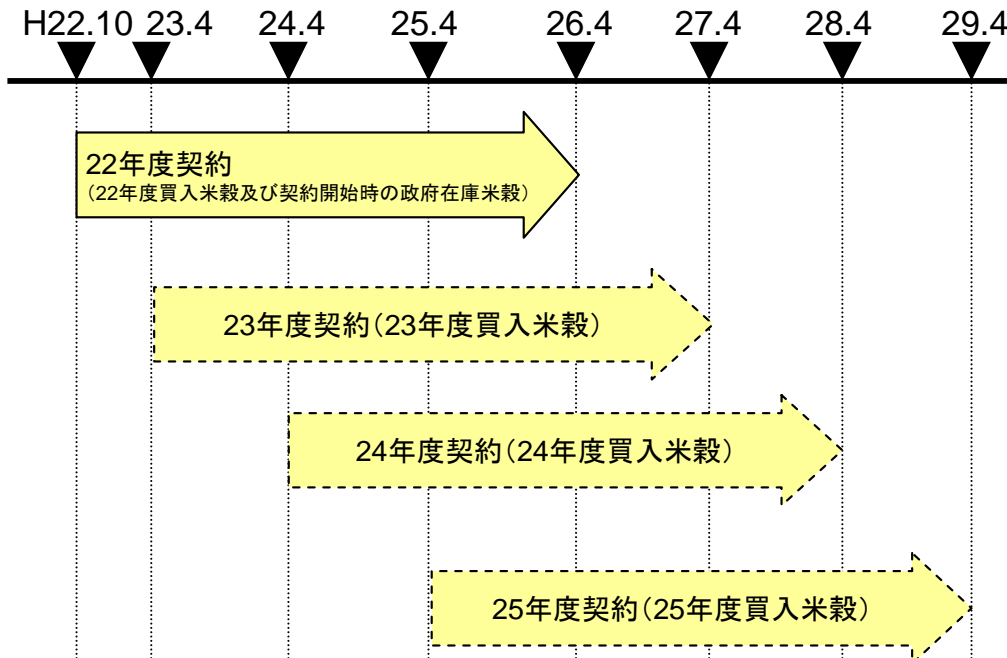
なお、選定された受託事業体ごとに、取扱量を決定する必要があるため、競争参加者には、競争に際して手数料と同時に希望取扱数量を提示させ、これを踏まえて取扱数量を決定。

今後の進め方

- 米の販売等業務の包括的な民間委託化は、農林水産省の組織改革と一体的に進められてきたものであり、平成22年10月以降の業務については、国が自ら実施するための予算・定員上の措置が講じられていない
- すなわち、平成22年10月時点で、販売等業務の一切を、国から受託事業体に全て一斉に切り換えることとなる。この切り換えを国内経済に影響を及ぼさないよう、円滑に実施することが、最大の課題
- そのため、実行可能性のある制度について、輸入業者、保管業者、運送業者などの多くの事業者・実需者等と調整した上で制度を構築したところであり、現在、関係者に対してこれを周知徹底中
- したがって、まずは、既に構築した制度に基づき平成22年10月から包括的な民間委託を遺漏なく開始することが必須。その上で、一定期間経過後に、業務の実施状況を踏まえて、制度の検証作業を行う

契約期間のイメージ

- ・ 契約締結年度に買い入れられた米穀は、販売が終了するまでに一定の期間を要することから、その期間を契約期間の基本とする。当該期間については、現時点では、4年程度を想定。



検証作業の進め方

留意すべき事項

- ・ 平成22年度契約は、新規買入米穀以外に、切替時点(22年9月末)において政府が保管している米穀についても受託事業体に委託することとなり、取扱米穀の特定など、様々な点で平成23年度以降の契約とは異なる。
- ・ また、買い入れられた米穀は、販売開始までに1～数年空けることが通例であり、販売行為は契約期間の後半に集中することとなるため、契約開始後、制度上の課題が顕在化するまで一定の時間を要する。
- ・ 関係業者、実需者など関係者が多岐にわたることから、頻繁な制度改正は混乱を生じかねない。

スケジュール

- ・ 以上を踏まえ、平年度ベースでの初契約となる平成23年度契約の年間実施状況を把握した上で、当該契約において販売が開始される平成24年度以降に検証作業を開始し、必要に応じて、翌年度以降の契約に係る制度上の見直しを行う。